

# 東京都立大学学術情報基盤センター委員会規程

(平成 24 年度法人規程第 13 号 制定 平成 25 年 3 月 28 日)

改正 平成 30 年 3 月 27 日法人規程第 36 号

改正 令和 2 年 3 月 24 日法人規程第 32 号

(趣旨)

第 1 条 東京都立大学学術情報基盤センター(以下「センター」という。)の所管事項について審議等するため、東京都立大学法人運営委員会規則(平成 17 年度法人規則第 5 号)第 2 条第 1 項に定める運営委員会として東京都立大学学術情報基盤センター委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の機能)

第 2 条 委員会は、次の事項を職務とする。

- (1) 東京都立大学(以下「本学」という。)の学術情報資源の適切な活用及び図書館(東京都立大学東京学術情報基盤センター規則(平成 23 年度法人規則第 43 号)第 8 条に規定する図書館をいう。以下同じ。)の運営の基本的な方針に関すること。
- (2) 本学の情報セキュリティの確保及び学術情報に関する情報システムの円滑な利用の促進に関すること。
- (3) 情報通信技術(以下「ICT」という。)を活用した教育環境の整備及び円滑な利用の促進に関すること。
- (4) その他センターの所管事項に関し必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学術情報基盤センター長(以下「センター長」という。)
- (2) 学術情報基盤センター副センター長(以下「副センター長」という。)
- (3) 各学部及び大学教育センター 各 3 名
- (4) 学術情報基盤センター事務室事務長

(平 29 規程 36・一部改正・平 31 規程 32・一部改正)

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、センター長とする。

3 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

(委員長の代理)

第 5 条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した副センター長が委員長の職務を代理する。

(任期)

第 6 条 第 3 条第 3 号に定める委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 委員長は、委員の過半数から会議の開催の申入れがあった場合には、これを招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会の事務は、学術情報基盤センター事務室が行う。

(部会等の設置)

第8条 委員会の下に、以下の部会を設置する。

(1) 図書・学術情報部会

(2) 情報システム部会

(3) 情報メディア教育支援部会

2 委員会の下、南大沢キャンパス、日野キャンパス及び荒川キャンパスにそれぞれキャンパス部会を設置することができる。

3 委員会及び前2項の部会の下に、ワーキンググループを設置することができる。

(部会長)

第9条 前条第1項の部会(以下「部会」という。)にそれぞれ部会長を置く。

2 部会長は、当該部会の委員から互選で選任する。

3 部会長は、当該部会を招集し、主宰する。

(部会長の代理)

第10条 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した当該部会の委員が部会長の職務を代理する。

(部会の運営)

第11条 第7条の規定は、部会の運営に準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(図書・学術情報部会)

第12条 図書・学術情報部会は、本学の学術情報資源の適切な活用及び図書館の適切な運営を図るため、次の事項を審議する。

(1) 学術資料の収集及び購入に関する事項

(2) 学術資料の収集、管理、運用及び処分に関する事項について学内の連絡及び調整

(3) 図書館の運営の基本的な方針

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が諮問した事項

2 図書・学術情報部会は、次の各号の委員をもって構成する。

(1) センター長及び副センター長のうちセンター長の指名する者

- (2) センターに所属する学術情報分野の教員のうちセンター長の指名する者 1名
  - (3) 各学部及び大学教育センター 各1名
  - (4) 学術情報基盤センター事務室事務長
- 3 前項第3号の委員は、第3条第3号の規定により当該各部局から選出された委員のいずれかが兼務するものとする。
- 4 前項の委員に欠員が生じたときは、直ちに同項の規定に基づき補充するものとする。  
(平31規程32・一部改正)  
(情報システム部会)

第13条 情報システム部会は、本学の情報セキュリティの確保及び学術情報に関する情報システムの円滑な利用を促進するため、次の事項を審議する。

- (1) 学術情報に関する情報システム及び情報基盤の整備及び運用
  - (2) 学内の情報ネットワークの運用
  - (3) 情報セキュリティポリシー等の整備に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が諮問した事項
- 2 情報システム部会は、次の各号の委員をもって構成する。
- (1) センター長及び副センター長のうちセンター長の指名する者
  - (2) センターに所属する情報基盤分野の教員のうちセンター長の指名する者 1名
  - (3) 各学部及び大学教育センター 各1名
  - (4) 首都大学東京情報システム倫理規程(平成17年度法人規程第41号。以下「倫理規程」という。)第7条第2項に定める教育研究用情報システムのシステム管理者
  - (5) 倫理規程第6条に定める情報システム主管者
  - (6) 東京都立大学管理部長、東京都立大学日野キャンパス管理部長及び東京都立大学荒川キャンパス管理部長
  - (7) 総務部情報担当課長
  - (8) 学術情報基盤センター事務室事務長
- 3 前項第3号の委員は、第3条第3号の規定により当該各部局から選出された委員のいずれかが兼務するものとする。
- 4 前項の委員に欠員が生じたときは、直ちに同項の規定に基づき補充するものとする。  
(平31規程32・一部改正)  
(情報メディア教育支援部会)

第14条 情報メディア教育支援部会は、ICTを活用した教育環境の整備及びその円滑な利用を促進するため、次の事項を審議する。

- (1) eラーニングに係る方策の検討及び総合調整
- (2) ICTを活用した教育スタイルについての教育環境の整備及びその適正な利用や参画する態度の向上に資する取組の検討
- (3) その他情報メディア教育事業に関し必要な事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が諮問した事項
- 2 情報メディア教育支援部会は、次の各号の委員をもって構成する。
- (1) センター長及び副センター長のうちセンター長の指名する者
- (2) センターに所属する情報メディア教育分野の教員のうちセンター長の指名する者  
1名
- (3) 各学部及び大学教育センター 各1名
- (4) 東京都立大学管理部教務課長
- (5) 学術情報基盤センター事務室事務長
- 3 前項第3号の委員は、第3条第3号の規定により当該各部局から選出された委員のいずれかが兼務するものとする。
- 4 前項の委員に欠員が生じたときは、直ちに同項の規定に基づき補充するものとする。
- 5 情報メディア教育支援部会の運営については、東京都立大学教務委員会及びその部会等と連携するものとする。

(平31規程32・一部改正)

(キャンパス部会)

第15条 第8条第2項に規定するキャンパス部会は、必要に応じ、委員会及び部会の職務等に関する事項のうち各キャンパス限りにおいて関係する事項を審議する。

- 2 各キャンパス部会の設置及び構成その他の必要な事項は、南大沢キャンパスにおいてはセンター長が、日野キャンパスにおいてはシステムデザイン学部長が、荒川キャンパスにおいては健康福祉学部長がそれぞれ定める。
- 3 各キャンパス部会で審議した事項のうち、各キャンパス部会の長が委員会又は部会に報告すべきとしたものについて、第3条第3号、第12条第2項第3号、第13条第2項第3号又は第14条第2項第3号の規定により当該キャンパスから選出された委員は、委員会又は部会で報告することができる。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則(平成24年度法人規程第13号)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に図書情報センター委員会及び首都大学東京情報システム委員会並びにこれらの部会等で審議、議決等された事項は、首都大学東京学術情報基盤センター委員会及びその部会等の審議、議決等として引き継ぐものとする。

附 則(平成29年度法人規程第36号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日から都市教養学部が廃止されるまでの間においては、改正後の第3条第1項第3号、第12条第2項第3号、第13条第2項第3号及び第14条第2項第3号の各学部には都市教養学部を含めないものとする。

附 則(令和2年3月24日31法人規程第32号)  
この規程は、令和2年4月1日から施行する。